第20号
昭和45年12月16日
発行=小国町役場
印刷=小千谷市 位下印刷

広報 おぐに

小国町の人口

男	5,480人
女	5,752人
計	11,232人
世帯数	2,512

昭和45年11月30日現在

冬道路除雪計画

小国町で塚山踏切まで除雪
望まれる沿線住民の協力

本格的な冬を前に、降雪期の道路を確保する除雪計画要領が示されました。それによりますと、県の除雪計画で、檜沢——塚山踏み切りまでの除雪を小国町で担当することになり、さらに第一次計画の中に、七日町——桜町トンネル間が新たに加わって、冬の住民の足を確保する万全の体制が整えられています。

除雪計画書によりますと別表で示すように、積雪量によって計画を三段階に分けて計画的な除雪が行なわれます。

第一次の段階では、ほぼ町内全域の主要路が除雪され、これには、今年から七日町~桜町トンネル間が加わりました。第二次になって、主に、平垣部の除雪になり、最悪の第三次でも、檜沢から塚山踏み切り（川東線）まで小国町側から除雪することになり、県の計画としても、この間は二車線確保につとめることになっています。

なお、春先きの除雪計画特に原~山野田間、野田~法末間については、なだれの危険が去った時点で除雪し、七日町~桜町トンネル間についても小千谷市側と充分な協力体制がとられることになっています。また今年、予定されている機動力はブルドーザー三台のほか、除雪ドーザー、ショベルローザーなど五台と、県有車二台の七台が、常に待機し、役場には事業課を中心とした、町長を本部長とする、冬期除雪対策本部が設けられ、すでに発足しています。

望まれる沿線住民の協力

これらの除雪計画とは別に、作業が円滑に行なわれるためには、沿線住民の協力が、強く望まれていますが、対策本部は、つぎの事項について、特に協力を求めています。

(一) 道路に屋根の雪を落とさないようにする。やむを得ない場合でも、地区で統一行動をとり、土木事務所や役場へ連絡したうえで行ない、除雪後は、すぐに片付けること。

(一) 除雪対象路線内の駐車置き放し、待避所内の駐車は絶対にしないこと。とりわけ、夜間に注意すること。

(三) 除雪作業で、各戸の出入口をふさがれることがあっても、それぞれ自力で除雪願いたいこと。

(四) 雪の下になるへい、垣根、ハサ木積場等の所には、あらかじめ、竹の先に赤布をつけるなど、目じるしをしておくこと。

(五) 雨戸、玄関のガラス戸など、除雪車が雪を押し込むおそれのある所では、あらかじめ、ようがいをすること。

(六) 除雪作業中の機械には近寄らないこと。また、作業串は、交通規制をすることがあるので、協力を願いたいこと。

(七) 降雪時の自動車は、スノータイヤ、タイヤチェーン、スコップ、けん引ロープ等は必ず携常すること。

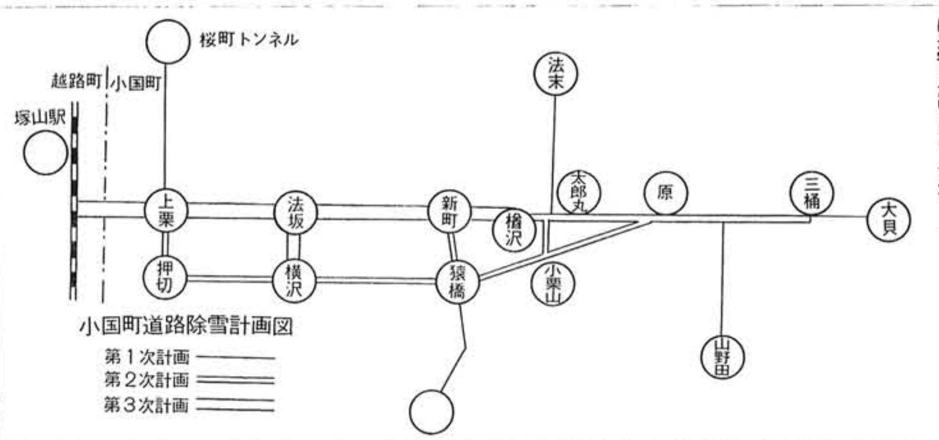

資金「カンパ」の結果について

小国町の医療を守る会

このことについて、去る十一月上旬趣意書を添えてお願い申し上げましたところ、町民各位の深いご理解と絶大なるご協力により、より以上の成果を納めることができました。深く感謝申し上げます。冬将軍がやって参ります。道の険しさを痛感しながら、たゆまぬ努力を重ね、小国病院の病院維推と、小国町の医療を守るため、総力を結集し、やりとげねばなりません。今後なお一尚のお力添えを賜りたく、町報紙上を借りてお礼申し上げます。

ご協力感謝いたします。

資金カンパ結果表

部落名	戸数	金額	部落名	戸数	金額	部落名	戸数	金額
山野田	66戸	13,900円	新町	103戸	22,200円	押切	40戸	7,900円
大貝	31	6,200	上谷内	22	4,400	七日町	70	14,000
三桶	74	15,100	二本柳	42	8,400	上栗	92	18,750
苔野島	61	13,000	相野原	89	17,800	原小屋	71	14,800
原	106	21,000	法末	89	17,800	千谷沢	70	14,000
森光	69	13,800	法坂	115	23,100	さぎのしま	87	17,400
小栗山	89	17,800	桐沢	83	16,600	芝の又	26	5,400
諏訪井	119	23,800	猿橋	42	8,700	離山	8	1,600
太郎丸	123	26,400	上村	25	5,000	八王子	81	16,300
小国沢	45	9,400	箕輪	53	10,700	金沢	13	2,600
上岩田	74	14,800	下村	84	17,000			
檜沢	79	15,400	武石	125	24,900	計	2,366	480,050

十二月一日から役場の機構が新しくなりました

住民サービスと事務の能率化をねらい長期的町づくりに対応するために

年ごとに複雑に、そして多くの事務とみなさんから出される要求や相談が多くなりました。それらを適切に処理するには今までのしくみ、やり方でよいだろうか？またどのような欠点があったろうか？あったとしたらどのように改善したらよいか？そして若いものの少なくなった小国町人口の減る一方の小国町を豊かな町民生活を築くため長期的町づくりをすすめるとしたら、対応する機構はどうあらねばならないのか？町ではこれらの問題を話し合い十二月一日から次のように機構を改め内部の仕事も改善をはかることになりました。皆様方の御利解を願いお知らせいたします。

電話でのお問合せは!!

1、役場内の連絡は直接庁内交換手が出ますから、課や係の名前を言っても結構ですし、何々の用件と言っていただいても交換手が係のところに電話を切換えます。

2、教育委員会や公民館は直接電話をかけても結構ですし、昼間なら役場の交換台からもおつなぎします。

3、火災緊急用は一一九番です。（平常用務は絶対に使用を禁止いたします。）

役場においでの方は!!

1、窓口は一つしかありません。用件は総て窓口ですませて下さい。しかし特別な用件は直接係なり関係の所へ御案内いたします。

場所が変わりました!!

1、婚礼衣裳のご利用は新町の中央公民館で取扱います。

2、住民相談室の建物が他に利用されることになり相談室は役場の中に入りました。従来の苦情や相談ごとは窓口で「相談係」とお申しつけ下さい

小国町農業共同組合の電話番号が変りました!!

小国町畜産センターと共用しておりました。小国町農業共済組合の電話番号が四二番に変りました。

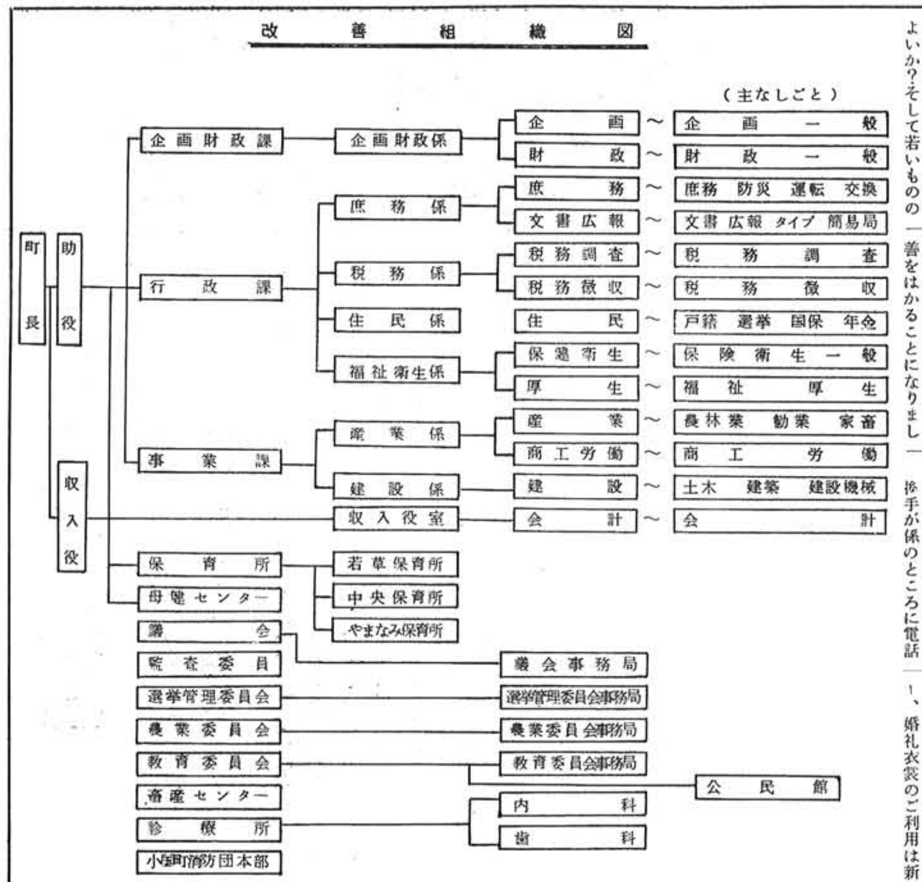

	電話		有線	連絡先	庁内電話	バス停
役場	代表中里局 160	160 ~ 163	116 ~ 11 行政課 ~ 12 事業課 ~ 13 宿直室	企画財政課 行政課 事業課 収入役室 簡易局 議会 監査委員 選挙管理委員会 農業委員会	あり	小国町役場前
火災緊急用	中里局 119			小国町消防団本部	〃	〃
教育委員会	〃 231		117 ~ 14	教育委員会事務局	〃	高校前
公民館	〃 321		〃	中央公民館	〃	〃
上小国診療所	〃 10			内科 歯科	なし	原
母健センター	〃 222		128 ~ 13		〃	小国病院前
若草保育所	〃 269		117 ~ 17		〃	若草保育所前
中央保育所	〃 29				〃	小国病院前
やまなみ保育所	〃 229				〃	上小国小学校前

交通事故で健康保険を利用する場合の心得

健康保険で治療を受ける場合には、被保険者証を医療機関の窓口に提出すればいい訳ですが、交通事故にあって、そのまま急に近くの医病機関にかつぎ込まれ被保障者証を提出できず、自費診療になったときには医療費の請求ができます。

交通事故にあって健康保険で治療を受ける場合には (1)被害者の傷害 (2)加害者の住所及び氏名 (3)けがの状況 を健康保険（社会保険）の場合には社会保険組合事務所または健康保険組合に、国民健康保険の場合には市町村の国民健康保険の担当係へ、日雇労働者健康保険の場合には社会保険事務所に届けて下さい。届出は、必ずしも文書による必要はありません。口頭でもあるいは電話でも結構です。なお、この届出は、交通事故にかぎらず第三者の加害行為によって健康保険で治療を受ける場合にも必ず行なっていただくことになっています。つまり、第三者の加害行為によってけがをした場合には、その治療費は、本来加害者が負担すべきものであり、健康保険でかかった治療費については加害者に請求する仕組みになっているわけです。したがって、この届け出は健康保険から加害者に治療費を請求する場合に大切な手がかりとなるもので、忘れずにお願いします。

その他、自賠責任保険の関係もありますが、これは省略します。事故の未然防止とあわせ、保険証の携行を忘れずに、万一に備えて下さい。

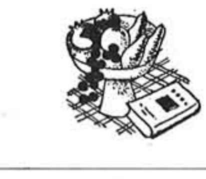

土地を買ったり家を建てたら必ず登記しましょう

最近家を建てるため土地を求める人が多くなってきたようです。土地を買ったら、すぐ買った人の名前に登記を済ませましょう。（不動産登記法第80条）売買することによりその土地の所有権が売主から買主に移ることはもちろんですがその所有権の移転があったということは、売主と買主しか知らないはずです。本とか時計のような動産であれば、持っているという事実によって自分のものであることを他人に認めさせることも出来るでしょうが、動かすことのできない土地等については、自分のものであるということを証明する方法はこの登記以外にはないのです。

いつまでも前所有者のままにしておくことは安全ではありません。前所有者の債権者に押えられたり、あるいは三重に売られたり、抵当に入れられたりして、思わぬ損害を招くことになりかねません。そのほか、お金を貸して不動産を抵当にとるという場合がありますが、抵当にとる契約をしても登記をしなければ、次にお金を貸し抵当にとって登記を済ませた人には先んじて債権の弁済を受けることは出来ないことになります。また不動産についての売買や、抵当権設定の事実を当事者以外の人達に認めさせようとするには、前述した通り登記が必要ですがその前提としてそれらの権利の目的物である不動産がどんな状況のものであるかを知っておく必要があります。そのため建物をたてた時は一ヶ月以内に登記しなければならないことになっています（不動産登記法第93条）。また、土地の地目換えをしたようなときも、同じく一ヶ月以内に登記をしなければなりません（不動産登記法第81条）。

登記や権利関係については、大切とは知りながらつい難かしい、あるいは金がかかったり、めんどうくさいといった観念をまだまだ持っていられるようですが大切な不動産です。また将来のためにも是非正しい表示に、また、新しい権利取得を登記しましょう。

（小国町役場・新潟地方法務局千谷沢出張所）